

児童生徒性暴力等の根絶に向けての

# 提言

令和8年3月

不祥事防止対策有識者会議

# 目 次

第1	はじめに	P 1
第2	提言策定の視点	P 2
1	先行研究からの共通理解	P 2
2	なぜ学校は“特別に”対策が必要なのか（諸外国の枠組み）	P 2
3	加害行為の性質に応じた対応をすること	P 3
4	学校における盗撮について	P 4
5	「加害に至らせない・続けさせない」ためのアプローチ	P 4
6	まず理解すべきポイント（研究に基づく要点）	P 4
7	今後、取り組むべき視点	P 5
8	仕組みが機能しているかという観点からの評価	P 5
第3	性犯罪・性暴力等の発生状況と分析	P 6
1	過去5年間の発生件数の推移	P 6
2	加害者の実態からの分析	P 6
3	児童生徒性暴力等が発覚した要因からの検討	P 7
4	児童生徒性暴力等が行われた場面からの検討	P 8
5	児童生徒性暴力等が行われた空間からの検討	P 8
第4	提言	P 9
1	未然防止のための措置	P 9
(1)	構造的リスクを低下させる環境・体制の整備	P 9
ア	教職員がとるべき行動指針の見直し及び明示	P 9
(ア)	SNS等の禁止の厳格化	P 9
(イ)	外部から見えにくい閉鎖的な空間における1対1での指導の禁止	P10
(ウ)	児童生徒が活動する場所への私的端末の持ち込み禁止	P10
(エ)	その他、不適切な行為の明示	P10
(オ)	不適切な行為・児童生徒性暴力等を認知した場合の通報義務	P11
イ	施設管理上の安全確保措置	P11
(ア)	防犯カメラの設置及び盗撮対応機器の配備	P11
(イ)	防犯上留意すべき場所や死角の点検	P11
(ウ)	施錠管理	P12
(エ)	専用の更衣室の設置	P12
ウ	組織としての安全確保措置	P12
(ア)	安全保護主任の設置	P12
(イ)	児童生徒性暴力等対策についての定期的な監査	P12

(2) 児童生徒性暴力等の根絶に向けた教職員の啓発等	P13
ア 教育委員会等による宣言及び教職員による宣誓の実施	P13
イ 教職員の認識・行動を変えるための研修体制の強化	P13
(ア) 研修内容	P13
(イ) 実施体制・頻度	P14
(ウ) 実施方法	P14
(エ) 研修内容の改善	P14
ウ セルフチェック（自己点検カード）・同僚によるモニタリングの実施	P14
(3) 児童生徒・保護者への啓発	P14
ア 児童生徒・保護者に対して児童生徒性暴力等の端緒、機序及びその内容等並びに未然防止のためのルールや行動指針を周知すること	P14
イ 児童生徒に対する生命の安全教育の推進	P15
2 気付く（早期発見の）ための措置	P15
(1) 児童生徒等による早期申告のための措置	P15
ア 「児童生徒向けわいせつセクハラ相談窓口」の充実	P15
イ 「ハラスメント等に関する実態調査」の充実	P15
ウ 外部相談と連携した相談体制の拡充	P16
(2) 二次被害防止のための措置及びその周知	P16
ア 被害児童生徒等の保護・支援の充実	P16
イ 被害児童生徒等のプライバシーを保護するための手立ての充実	P16
3 性暴力等が疑われる段階での措置	P16
(1) 迅速な初期対応と安全確保の徹底	P16
ア 対応方法の周知・徹底	P16
イ 児童生徒と当該教職員の接触回避	P17
ウ 性暴力等が疑われる場合の調査協力の明確化	P17
(2) 公正・中立な調査体制の拡充	P17
ア 外部専門家による調査の充実	P17
イ 県教育委員会体制の拡充	P18
(3) 精神医学的・心理学的な側面からの分析・再発防止への活用	P18
4 懲戒処分の指針の見直しと処分事案の公表	P18
(1) 懲戒処分の指針の見直しの検討	P18
(2) 被害者保護と透明性の両立	P19
5 教職員を任用又は雇用する際の取組	P19
6 中期・長期的な対応	P19
<参考資料>	P20
1 教育職員等による児童生徒性暴力等の事実があると思われるときの対応方針	P20
2 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する対策事業	P22
3 懲戒処分の指針（抜粋）	P23
4 不祥事防止対策有識者会議設置要綱	P25
5 令和7年度不祥事防止対策有識者会議の経過	P26

# 第1 はじめに

## 構造に向き合い、ともにつくる安全な学校へ

本提言は、教育委員会、教職員が学校という環境の構造的リスクに向き合い、児童生徒や保護者等とともに、安全な学校を作り上げることを目指すものである。

学校教育は、教職員と児童生徒及び保護者との間の信頼を土台としてはじめて成立するものであり、県民の信頼を大きく失墜させることになる教職員の不祥事、とりわけ、児童生徒を被害者とする不祥事は学校教育の根本を揺るがすものである。特に、教職員による児童生徒等への性暴力等は、児童生徒等の尊厳を著しく侵害するものであり、全ての教育関係者は、誰一人として、児童生徒等を、教職員による性暴力等の被害者とさせないという断固たる決意を持ち、あらゆる機会を活用し、あらゆる角度から、実効性のある対策を講じていかなければならない。

千葉県においては、令和3年度から同7年10月末日までの間に、60件の性犯罪・性暴力等に係る懲戒処分等が行われるなど、教育に対する信頼を失墜させる事態が続いており、今年度、5年ぶりとなる「不祥事防止対策有識者会議」が設置され、計5回にわたり協議を行ってきた。

学校という環境には、教職員と児童生徒が容易かつ自然に二人きりになったり、閉鎖的なコミュニケーションを持ったりすること等を通じて、その関係が密接になりやすく、また、指導等の権限を持つ教職員と児童生徒の間には支配・被支配の関係が生じやすいという構造的なリスクがある。このことは、千葉県における過去の個別事案からも裏付けられている。そのため、本会議では、児童生徒性暴力等の根絶に向けては、「一部の悪い教職員のリスク」への対策に限定することなく、「学校という環境の構造的リスク」への対策という視点を持つことが重要であるとの認識を共有し、このような認識に基づいて具体的な対応策等を協議してきた。

本会議の取組を通じて、児童生徒が心から安心して過ごすことのできる安全な学校づくりが推進されるとともに、教職員が誇りをもって職務に取り組むことのできる環境が整備され、千葉県の公教育に対する信頼の回復に資することを強く願う。

令和8年3月18日

千葉県不祥事防止対策有識者会議 委員一同

### 委員一覧（50音順 敬称略）

職業	氏名	所属
弁護士	東 耕三（座長）	すみれ総合法律事務所
精神科医	五十嵐 禎人（副座長）	千葉大学社会精神保健教育研究センター
精神科医	石川 真紀	千葉県精神保健福祉センター
公認心理師	東本 愛香	千葉大学社会精神保健教育研究センター
弁護士	永嶋 久美子	プライム法律事務所

## 第2 提言策定の視点

### 1 先行研究からの共通理解

教職員による性暴力については、採用段階でのチェック機能が指摘される場合があるが、諸外国の研究と実践では、学校で起きる性暴力や盗撮、自分と他者の境界線（バウンダリー）の侵害は、「一部の悪い教職員の問題」ではないという理解が共有されている。先行研究から得られた知見については、以下に示す。

#### (1) 一般人口における性的関心・衝動

事実として、思春期前のこどもに対する性的な関心や衝動は、一般人口の中にも存在しうる。一般成人男性を対象とした海外のコミュニティ調査では、思春期前のこどもに対する性的空想を報告した者が約4%前後存在したとされ、また、性的関心を有する者の割合は、研究手法や定義の違いにより幅があるものの、約2%から20%超存在することが系統的レビューで示されている。

#### (2) 関心と行動は区別されるべき

これらの研究は一貫して、性的関心の存在それ自体が、直ちに加害行為や犯罪を意味するものではないことを強調している。関心と行動は区別されるべきであり、多くの人は関心を持っていても行動に及ばない。

#### (3) 構造的なリスク

こどもと日常的に接触し、信頼され、1対1になりやすい環境では、こうした関心や衝動が行動として顕在化するリスクが、構造的に高まりやすいことが指摘されている。

### 「人を見抜くこと」ではなく、「起きにくい構造をつくること」

つまり、先行研究が示しているのは、「一般人口に存在するこどもへの性的関心」と、「それを実現しやすい環境」との相互作用こそが、性暴力リスクを高める、という理解である。この理解を前提に、学校という環境の特性を検討する必要がある。

### 2 なぜ学校は"特別に"対策が必要なのか（諸外国の枠組み）

「境界線（バウンダリー）」とは、人と人との関係において、自分と他者とを区別し、それぞれの身体、感情、尊厳及び役割を尊重するための線引きを意味する。自分の身体や感情は自分に属するものであり、他者の身体や感情もまたその人自身に属するという原則のもとに、適切な距離や役割の範囲が保たれることで、関係の安全が維持される。

しかし、こどもと大人の関係のように、年齢や立場、評価権限等において非対称性が存在する場では、この境界線を越えてしまいやすい構造がある。とりわけ学校は、教育という公的目的のもとで日常的かつ継続的な関係が形成される場であり、信頼関係の構築と私的領域との混在が生じやすく、本来の公的であるべき関係性を超え、家族、友人、パートナーかのように誤認してしまう機会

やリスクがある。

すなわち、学校には、次のとおり「リスクが増幅しやすい条件」が複数内在しており、これらは先行研究でも指摘されているところである。

#### 学校に内在する環境的リスク

- ①教職員の優越的な立場（権威・評価・指導）
- ②毎日の反復的な接触
- ③個別指導・相談等、1対1になりやすい場面
- ④こどもの教職員への強い信頼、「先生を疑ってはいけない」という沈黙を生みやすい文化

これらは教職員の個人的な資質の問題ではなく、どの学校にも共通する構造的条件である。そのため諸外国では、学校、福祉、スポーツ、宗教など、こどもと大人の非対称な関係が生じやすい場においては、必ず制度的な予防策を導入するという考え方が一般的である。

例えば、CDC（※）は青少年支援組織における性暴力予防を、以下の6つの要素で整理し、個人の善意や倫理に依存しない設計を中核に据えている。

※アメリカ疾病予防管理センター（Centers for Disease Control and Prevention）の略称

#### CDC：青少年支援組織における性暴力予防の6要素

- ①採用 ②行動規範 ③監督 ④安全な環境 ⑤対応手順 ⑥研修

同様に、国際的な政策（UNICEF の Safeguarding）でも、「問題が起きた後の対応」ではなく、組織文化としての予防と早期介入が明確に位置づけられている。

これらの枠組みに共通するのは、一般人口に存在するこどもへの性的関心を前提に、それが行動として実現しにくい環境を制度として設計するという発想である。

### 3 加害行為の性質に応じた対応をすること

発達に応じたグラデーションもあるが、被害者の年齢による分類も重要である。被害者が小学生～中学生の場合、小児性愛など精神疾患と診断され得る加害者も含まれている可能性が高い。これに対して、中学生～高校生と若い教職員との間の不祥事は、擬似的な恋愛感情に基づくものも多く、質的に異なる。

また、グルーミング（※）を経た16歳未満に対する不同意性交・不同意わいせつ、部活動等におけるセクシュアルハラスメント的な身体接触、児童生徒と関係性が薄くとも発生し得る盗撮等、加害行為に応じて、行為の性質、端緒、深刻化の機序が異なっており、それぞれに対応した防止策が必要である。

※こどもと信頼関係を築き、性的加害への抵抗・妨害を低下させる行為、いわゆる手なづけ行為

## 4 学校における盗撮について

日本においても、学校における盗撮事案が多く報告されている。これは単なる「モラルの問題」ではなく、先行研究では次のように整理されている。盗撮（voyeurism）は、次の事柄と結びついて生じやすい。

### 盗撮が生じやすい要因

- ・優越感・支配感を得る行為
- ・強いストレスや抑圧からの逃避
- ・「触っていないから問題ない」という正当化
- ・成功体験の反復によるエスカレーション

盗撮は「軽い逸脱」ではなく、大切な自分の領域として他人が見ても触ってもいけないとされるプライベートゾーン（※）を侵害するものとして、性暴力の連続体の中に位置づけられ、盗撮対策もまた、学校の性暴力防止策の一環として明確に位置付ける必要がある。

※プライベートゾーン：水着で隠れる部分である。文部科学省による性犯罪・性暴力の根絶に向けた取り組みである「生命（いのち）の安全教育」に含まれる。

## 5 「加害に至らせない・続けさせない」ためのアプローチ

諸外国の枠組みが一貫しているのは、「加害者を見つけること」ではなく、「加害に至らせない・続けさせない」ことに重心を置いている点である。そのため、一見すると直ちには加害とは見えない不適切な行為を加害に至る連続体として捉え、段階ごとの対応方針を明確にすることが重要である。

## 6 まず理解すべきポイント（研究に基づく要点）

以上の先行研究を踏まえると、学校組織が共有すべき前提は以下の4点であり、この視点は、WHO（※）が示す公衆衛生モデルとも一致している。

※世界保健機関（World Health Organization）の略称

### 学校組織が共有すべき4つの前提

- ①性的関心や衝動は「ゼロにはできない」
- ②だから「善意」や「倫理」だけでは防げない
- ③鍵となるのは、接触・密室・記録・相談という構造の設計
- ④対策は教職員を監視するためではなく、教職員と子ども双方を守るため

## 7 今後、取り組むべき視点

---

これまで確認してきた共通理解、理解すべきポイント等からすれば、具体的施策は以下の視点に基づいて検討すべきである。

### 【視点1】共通認識をもつ ～皆で構造・現状・対策を共有する～

性暴力を「個人の問題」ではなく「構造の問題」として理解する。学校は、子どもと大人の関係において、公私の区別や役割の認識が揺らぎやすく、境界線（バウンダリー）の侵害が起きやすい環境であることを理解する。何が、なぜ、どのように起きているのかという現状、対応策の具体的内容、なぜそれが必要であるかの趣旨を共有する。

### 【視点2】ルールを明確にする ～グレーを減らす～

身体接触、1対1の指導場面、SNS等を活用した私的連絡、スマートフォン・デジタルカメラ等の機器で撮影した写真・動画・端末の扱いについて、「迷わない言葉」で行動指針として明確化する。これは教職員への誤解を防ぐための措置でもある。

### 【視点3】環境を見直す ～起きにくい構造をつくる～

数値や研究は、人を疑う材料ではなく、構造に対処する制度設計の根拠として用い、環境を見直して起きにくい構造をつくる。例えば、ハード面では、指導場面が外部から見える室内環境の整備や盗撮が起きにくい物理的環境の構築、ソフト面では、複数人での児童生徒への対応や個別指導の記録を残す仕組みの導入等の心理的環境を見直す。監視ではなく、設計による予防を行う。

### 【視点4】違和感を見逃さない ～被害の深刻化を防ぐ～

違和感や判断の迷いが生じた段階で相談、対処できる体制を整える。これは諸外国でいう「low-level concerns（小さな違和感や初期の兆候）」を扱う段階であり、最も重要な予防段階である。

## 8 仕組みが機能しているかという観点からの評価

---

第4以降で、以上の視点に基づく具体的措置を提言するが、本提言を受けた新たなルール、新たな施策により、これまで学校現場で見過ごされてきた行為、これまで認知できなかった事案が顕在化することになり、短期的には性暴力等を認知する件数が増加することも想定される。また、児童生徒性暴力等は学校の構造に深く根差した問題であり、究極の目標である根絶を達成するには困難も予想される。今後は各施策が確実に実施されているか、その成果として事案が認知されているか等、仕組みが徹底され、適切に機能しているかという観点からの評価が求められる。

## 第3 性犯罪・性暴力等の発生状況と分析

### 1 過去5年間の発生件数の推移

千葉県内の教職員（千葉市立学校及び私立校を除く）による性犯罪・性暴力等（児童生徒等を被害者とするものに限定せず、また、セクシュアルハラスメントも含む。）に係る懲戒処分等の件数は、過去5年間で60件となっており、そのうち約63%が免職処分である（表1）。

【表1：性犯罪・性暴力等に係る懲戒処分等の推移】

	R3	R4	R5	R6	R7※	総計
免職	5	11	10	6	6	38
停職	1	0	4	2	1	8
減給	0	1	0	2	4	7
戒告	0	0	2	0	0	2
訓告等	1	1	2	1	0	5
合計	7	13	18	11	11	60

※R7は10月末日まで

### 2 加害者の実態からの分析

被処分者のうち、男性の割合は95%となっており、男性の教職員の方が「性犯罪・性暴力等」を起こしやすい傾向があるといえる（表2）。

【表2：被処分者等の性別】

	R3	R4	R5	R6	R7※	総計	割合(%)
男性	7	13	16	11	10	57	95
女性	0	0	2	0	1	3	5
合計	7	13	18	11	11	60	100

教職員の年齢層の偏りも影響しているものの、被処分者等の年齢層は、20代と30代を併せると70%を超える状況である（表3）。加害者のうち若年層の占める割合が高くなっており、採用前、採用直後から集中して研修を受けられる体制を整える必要がある。

一方で、加害者が女性である場合や、50代や60代でも一定数の教職員が処分され、悪質な事案も見られる。これらのことからすれば、誰もが加害者となる可能性はあり、若年層の男性教職員以外のリスクは低いと捉えることは、心の死角につながる可能性がある。

また、被害者と加害者が同性である事例も発生しており、この点についても、心理的死角とならないよう留意が必要である。

さらに、職員が自身の変調を感じ取りながらも相談できずにエスカレートした事案もあり、教職員のセルフチェックの強化、相談体制の整備も検討すべきである。

【表3：被処分者等の年齢層】

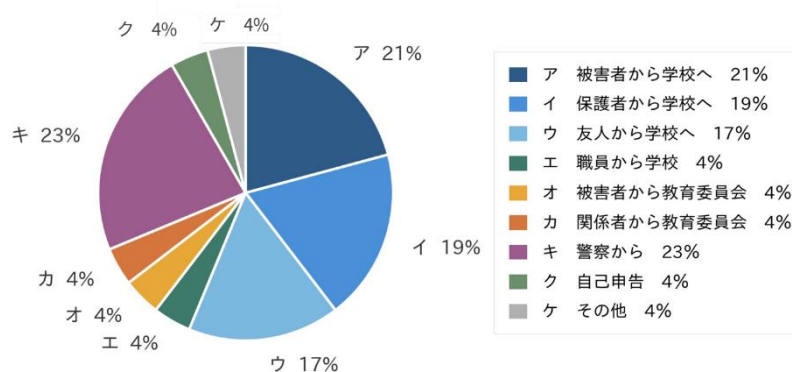
	20代	30代	40代	50代	60代
割合(%)	48.3	25.0	6.7	11.7	8.3

### 3 児童生徒性暴力等が発覚した要因からの検討

「性犯罪・性暴力等」により懲戒処分等を受けた事案の発覚の経緯は、「被害者や保護者から学校」への相談が約40%と最も多く、続いて「友人や職員から学校」への相談が約21%である。これらは、学校が最初に事故発生の疑いを認知した場合であり、合計すると約61%と高い割合になっている（グラフ1）。このことから、事案の認知及び初期対応について学校の果たす役割は大きく、学校におけるハラスメントアンケート等による早期発見の機会を充実させることや、児童生徒性暴力等の疑いを認知した際の初期対応について、研修等を繰り返し実施すること等が必要である。

また、教育委員会に相談があった事案は約8%となっており、学校以外の相談窓口の充実は課題である。なお、一般的に、性犯罪・性暴力の被害者は、周囲に被害事実を知られることを恐れて被害申告を躊躇うとされており、本県でも保護者等が被害申告を躊躇った複数の事案があることから、プライバシーの十分な保護を周知・徹底し、また、相談しやすい体制を整備して心理的な障壁を低くする工夫が必要である。

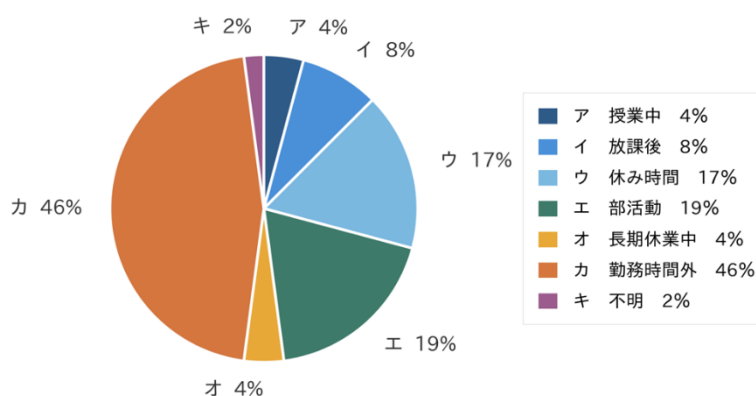
【グラフ1：児童生徒性暴力等が発覚した要因】



## 4 児童生徒性暴力等が行われた場面からの検討

「性犯罪・性暴力等」が発生した場面は、アからエの教育活動中が約48%を占めている（グラフ2）。その中でも、指導の方法や場所を教職員が柔軟に選択できる「休み時間」と「部活動」の割合が高いことから、閉鎖的な空間での1対1の指導を原則として禁止するなど、個別指導のルールを明確化することが有効といえる。さらに「勤務時間外」が約46%あることを鑑みれば、私的なSNS等のやり取りや、自家用車への同乗を禁止することは、リスク回避のための効果的な手立てといえる。

【グラフ2：児童生徒性暴力等が行われた主な場面】

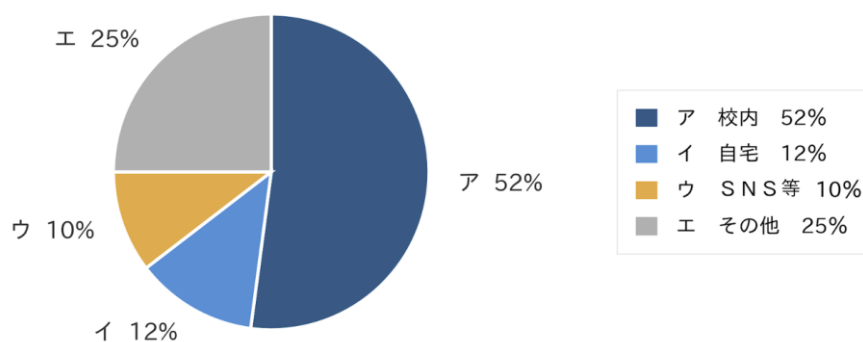


## 5 児童生徒性暴力等が行われた空間からの検討

半数以上が校内であり、自宅、SNS等の順となっている（グラフ3）。校内のうち、理科室、教材室等の人目に付きにくい特別教室や、放送室、相談室等の外からは見えない部屋等、物理的な死角を利用して加害行為に及ぶ事案が複数発生しているとのことであり、死角点検や鍵の管理、防犯カメラの設置は効果的な手立てといえる。また、校内の中には、更衣する場所への小型カメラ等の設置による盗撮事案も含まれており、盗撮が懸念される場所の管理、盗撮機器が設置されていないかなどの点検も課題である。

また、SNS等については、それ自体が児童生徒性暴力等の場面になり得ることに加え、頻繁な反復した1対1の接触により加害教職員と被害者が関係性を深めるツールとなっている現状があり、可及的速やかに徹底した対策をとる必要がある。

【グラフ3：児童生徒性暴力等が行われた場所】



## 第4 提言

### 構造に向き合い、ともにつくる安全な学校へ

本会議では、児童生徒性暴力等の根絶に向けては、「一部の悪い教職員のリスク」への対策に限定することなく、「学校という環境の構造的リスク」への対策として捉えなければならないという認識の下に、施設・設備等の物的観点や、教職員の意識等の人的観点、児童生徒に対する指導上の観点等から、現在の学校の構造が内包する児童生徒性暴力等に至るリスクへの対応策を講じて、学校を「加害に至らせない・続けさせない」構造に変容させることの重要性が確認された。

また、これまで、県教育委員会では、児童生徒性暴力等の未然防止、早期発見、事案発生時の適切な対処の各段階で、外部の専門家の知見を活かしつつ、様々な取組が行われてきたところであるが、これらの諸取組の内容自体には一定の合理性があるとしても、必ずしも確実に徹底されなかったために現状に至っている面もあることは否定できないと捉え、これまでの取組及び本提言に基づく今後の対策が確実に徹底されることの重要性が確認された。

以上の観点から、「第3 性犯罪・性暴力等の発生状況と分析」における本県の現状を踏まえ、教育委員会、教職員が学校という環境の構造的リスクに向き合い、児童生徒や保護者等とともに、安全な学校を作り、千葉県の公教育に対する信頼の回復に資するため、以下のとおり提言する。

### 1 未然防止のための措置

#### (1) 構造的リスクを低下させる環境・体制の整備

##### ア 教職員がとるべき行動指針の見直し及び明示

県教育委員会では、現在、「教職員の服務に関するガイドライン」において、教職員がとるべき具体的な行動を示し、これを担保するものとして、非違行為に該当するものを懲戒処分等の指針において標準例として定めている。本県における児童生徒性暴力等の事案を検討した結果、児童生徒とのかかわり方や性暴力等の疑い等が生じた際に教職員が取るべき行動等について、以下の点を見直し、行動指針として明確にした上で、全教職員に徹底することが必要である。

また、この確実な実施を担保すべく、教職員が行動指針に違反した事実は、懲戒処分に至らない場合であっても、当該教職員を管理監督する管理職が把握した上で、当該校から異動した後も組織として指導を継続する必要があることから、県教育委員会又は市町村教育委員会において、その記録を残す体制を整備することが望ましい。

##### (ア) SNS等の禁止の厳格化

児童生徒性暴力等の事案では、非常に多くの割合で、加害教職員と被害児童生徒との間でSNS等を用いた私的なやりとりが行われている。現在では、公的に認められたコミュニケーションツールを利用できる環境が整備されているため、公的ツール以外のSNS等でのやりとりは、その内容が公的・私的であるかを問わず、速やかに明確に禁止する必要がある。

更に、公的に認められたツールであっても、教職員と児童生徒が1対1でのやりとりを行うことはリスクが高く、複数の教職員が情報共有できるルールを定め、必要に応じて管理職

がやりとりの内容を確認できる環境の整備が必要である。特に、短時間でやり取りが削除される仕組みを備えたツール、管理職等他の職員からは内容を一切確認できないツールについては、可及的速やかにその使用を取りやめる必要がある。

また、前任校の児童生徒や、卒業後の児童生徒等を対象とした児童生徒性暴力等が発生している現状があることから、職務上関係のあった児童生徒とのSNS等を利用したやりとりについても禁止するなど、厳格なルールを定めることを検討すべきである。

なお、部活動等、臨時の機会に個別の連絡が必要となる場合に対応するため、学校に共有の端末を配備することも検討すべきである。

#### (f) 外部から見えにくい閉鎖的な空間における1対1での指導の禁止

閉鎖的な空間で関係性を深めた末に児童生徒性暴力等に至った複数の事案があり、閉鎖的な空間における1対1の個別指導はリスクが高い。これまでも指導はされてきたとのことであるが、徹底が不十分であったといえる。そこで、閉鎖的な空間における児童生徒への指導は、原則として、1対1で行わないことを徹底すること、また、教育相談等の場面においても、職員室等の複数の目が行き届く場所で行うことを原則とし、やむを得ず1対1の個別指導が必要な場合は、相談室等の指定された場所で行うなどした上で、その記録を残すことが徹底されるべきである。

#### (g) 児童生徒が活動する場所への私的端末の持ち込み禁止

校内での盗撮行為が社会問題となっており、本県でも複数の事案が発生した。そこで、教室等の児童生徒が活動する場所へ、カメラ機能付きの私的端末（スマートフォン、パソコン、モバイル端末等）を持ち込むことは原則として禁止することが必要である。その際、公的な端末と私的な端末との区別が児童生徒からもわかるような工夫が必要である。

#### (h) その他、不適切な行為の明示

「こども性暴力防止法ガイドライン」において、「不適切な行為」とは、当該行為そのものは児童対象性暴力等には該当しないが、業務上必ずしも必要な行為とまでは言えないものであって、当該行為が継続・発展することにより児童対象性暴力等につながり得る行為とされている。このような行為は教職員の役割を逸脱するものであり、教職員が児童生徒の境界線（バウンダリー）を超えたり、あいまいにしたりするなどして、深刻な加害行為につながり得るものである。県教育委員会においては、児童生徒の発達段階に応じ、例えば以下のような不適切な行為の具体を明示し、明確に禁止する必要がある。

#### 不適切な行為の例

- ・ 私物のスマートフォンでの児童生徒の写真撮影
- ・ 児童生徒性暴力等に至らない程度の不必要な身体接触（肩を組む、顔を触る等）
- ・ 特定の児童生徒に対する特別扱い（特定の児童生徒に繰り返しお菓子等を与える等）
- ・ 児童生徒性暴力等に至らない程度の性的な冗談
- ・ 児童生徒性暴力等に至らない程度の児童生徒等へのマッサージ
- ・ 宿泊場所での必要のない児童生徒等との同室
- ・ 私的な児童生徒との外出や飲食
- ・ 18歳未満の卒業生と二人きりでの外出や飲食

#### (オ) 不適切な行為・児童生徒性暴力等を認知した場合の通報義務

そもそも、教職員は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第10条、第18条第1項の規定により、児童生徒性暴力等に対して適切かつ迅速に対処する責務を有し、また、児童生徒性暴力等の事実があると思われるときは学校設置者等への通報その他の適切な措置をとるものとするとしている。

これらの規定にあるように、学校現場には教職員と児童生徒以外の第三者の目が入りにくいことから、児童生徒性暴力等の未然防止、早期発見には、教職員が相互にモニタリングをし、抑止力を高めあうことが必要不可欠である。また、教職員は、上記の規定によらずとも、児童生徒を守る義務として安全配慮義務を負っているため、児童生徒性暴力等に限らず、他の教職員の不適切な行為に対し、注意したり、管理職等に報告・相談したりするなどの適切な対応を取らないことは、安全配慮義務違反になり得る。全ての教職員は、教職員の安全配慮義務として、不適切な行為等の「疑い」の段階で、相互に注意しあい、管理職等に報告・相談する必要があることを行動指針として明示する必要がある。

また、「疑い」の段階を越えて、児童生徒性暴力等の存在を認識した場合に、これを通報せず、隠ぺい又は黙認することは、被害を拡大させる重大な職務違反行為であるため、非違行為となり得ることを明確にする必要がある。

### イ 施設管理上の安全確保措置

#### (ア) 防犯カメラの設置及び盗撮対応機器の配備

日本においては、児童生徒性暴力等の対策としての防犯カメラの設置は一般的ではないが、海外では防犯カメラの設置が進んでおり、児童生徒性暴力等が起きにくい物理的環境を整えることは優先度が高い。例えば、1対1の個別指導を行う部屋や、更衣室の出入りをチェックできる場所に防犯カメラを設置することで、撮影されていることによる抑止力が生まれる。また、当事者双方の言い分が異なる場合や、性暴力以外のケガ・事故等を含めて問題が発生した場合に事実確認をすることができる。これらの観点から防犯カメラの設置を検討すべきである。

なお、防犯カメラの設置・運用に当たっては、プライバシー、個人情報に対する十分な配慮が必要であり、記録を確認する方法や適切な管理等、ルールの検討をする必要がある。

また、更衣室やトイレ等の盗撮防止のため、小型カメラ等を探索するための機器を活用し、抜き打ちの点検を行うことについても検討が必要である。

#### (イ) 防犯上留意すべき場所や死角の点検

児童生徒性暴力等の発生場所は、校内が約半数を占めており、校内の中でも、死角となる場所において行為がエスカレートする傾向がある。過去の事案を参考としつつ、窓に掲示物等が貼られていないか、パーテーション等で仕切られ死角となっている場所がないかなど、どのような場所にリスクが有り、何を点検する必要があるのかについて、県教育委員会が具体的な点検の視点を示すなどして、実効的かつ定期的な死角点検が行われるようにすべきである。

また、現在、保護者等、教職員以外の第三者の視点を活用した校内の死角等の点検が実施されており、一定の効果が見込まれるが、例えば、盗撮用の小型カメラを発見することは容易ではなく、警察等の専門的な知見を活用した点検も有効である。

## (ウ) 施錠管理

学校には多くの特別教室等があり、その利用頻度や目的に応じて、学校ごとに鍵の管理がなされている現状がある。鍵の厳重な管理と部屋の利用の利便性は相反するものであり、明確なルールがなければ利便性が優先されやすいと考えられる。本県の過去の事案では、加害教職員が鍵を私的に利用して特別教室で加害行為に及んでいたケース、施錠されておらず外から見えにくい室内において短時間で行為が行われたりするケースが見られ、施錠管理は未然防止に欠かせないものである。特に小学校においては、児童が未成熟であることを利用して特別室等で加害に及ぶケースが多くあり、施錠管理が極めて重要となる。県教育委員会においては、鍵の管理に係るガイドラインを整備するなどして、市町村教育委員会とも密接に連携を図り、学校における施錠管理のルールを明確化する必要がある。なお、市町村教育委員会におかれては、多くの被害が発生している現状を踏まえ、本提言の趣旨を汲んで、速やかに実効的な対策を講じるよう望む。

## (イ) 専用の更衣室の設置

過去の事案では、多目的室を更衣室として利用している学校において、その部屋が加害行為の現場に利用されることが複数発生している。

更衣室は外から見るできない構造とする必要があるため、多目的室を更衣室とする場合には、室内側から目隠しができるようにカーテン等が設置される。このような部屋は、目的の曖昧さを悪用して児童生徒を呼びだすことが容易にできる上、内側からカーテン等を閉めて簡単に密室をつくることができる。加えて、カーテンが閉まっていれば、更衣室という特性上、他の者が入室しにくくなるという状態が発生する。また、多目的室という性質上、不特定の者が入退室することに違和感を持たれにくく、盗撮機器の設置も容易い。以上のことから、盗撮や密室における不適切な行為を防止するため、更衣室を場面に応じて多目的に使用することは原則として禁止すべきであり、更衣室専用の部屋を設置することが有効である。これは児童生徒が適切なバウンダリーの認識を身に付けるという観点からも有効である。

## ウ 組織としての安全確保措置

### (ア) 安全保護主任の設置

海外では、安全保護主任と安全保護チームが学校に必置されている国がある。例えば、イギリスにおいては、安全保護主任は政府の認定資格であり、校長とともにこどもの安全保護の責任者としての役割を担っている。例えば、学校施設の構造、職員構成、児童生徒の発達段階等の学校の実態は各校で異なるため、公的なSNSツールの利用方法、閉鎖的空間での1対1での指導の禁止等を各学校に落とし込むためには、管理職だけではなく、各学校で主導的な役割を果たす教職員の存在が必要である。必ずしも児童生徒性暴力等に限定せず、体罰や不適切な指導も含め、児童生徒の安全を守る安全保護主任を学校長が指名し、校内における未然防止、早期発見、被害疑い発生時の対処等について、中心的な役割を果たせるような体制の整備を検討することが必要である。したがって、専門家の視点を活かしながら、県教育委員会が安全保護主任を対象とした研修をするなどして、育成を担うことが求められる。

### (イ) 児童生徒性暴力等対策についての定期的な監査

校内で多くの事案が発生している現状からして、学校が実施すべき環境・体制の整備が適切に行われているか、教職員や児童生徒への啓発が適切に行われているかなどについて、教

育委員会等が抜き打ちで監査を行うことは有効である。

## (2) 児童生徒性暴力等の根絶に向けた教職員の啓発等

### ア 教育委員会等による宣言及び教職員による宣誓の実施

教職員のサービスを監督する県及び市町村の教育委員会並びに各学校は、各取組を徹底して児童生徒性暴力等を根絶するとの強い決意を宣言する。また、教職員は、行動指針を遵守し、児童生徒が心から安心して過ごすことのできる安全な学校をつくる責務を果たすべく行動することを宣誓する。これらにより、県教育委員会、市町村教育委員会、学校、教職員が一体となって取り組む決意を表明する。また、PTA等にも協力を要請し、学校関係者が連携して取り組む体制を整える。

### イ 教職員の認識・行動を変えるための研修体制の強化

構造的リスク等について教職員が共通認識をもち、自らの行動・考えを省みるだけでなく、学校の環境を変えるなどし、児童生徒を守るための役割を果たすことができるよう、以下の内容を含んだ研修の確実な実施体制を整えること。

#### (ア) 研修内容

分野	項目	研修内容の例
未然防止	児童生徒性暴力等の理解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こどもの人権・権利</li> <li>・児童生徒を守る安全配慮義務</li> <li>・児童生徒性暴力等の定義</li> <li>・不適切な行為の具体</li> <li>・教職員がとるべき行動指針</li> <li>・被害の実態、被害者の心情</li> <li>・バウンダリーの視点</li> <li>・死角点検・施錠管理の重要性</li> <li>・服務規律、懲戒処分の指針 等</li> </ul>
	児童生徒性暴力等が起きる要因	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校という職場に関する理解</li> <li>・認知の歪み 等</li> </ul>
早期発見	相談窓口・体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険のサイン</li> <li>・心理的死角</li> <li>・校内外の相談窓口 等</li> </ul>
	アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート調査の役割</li> <li>・アンケート調査実施の留意点 等</li> </ul>
被害疑い発生時の対応	初期対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記憶の汚染を防ぐ初期聴取</li> <li>・記録の取り方</li> <li>・被害児童生徒の安全確保 等</li> </ul>
	被害児童生徒への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害児童生徒、保護者への支援</li> <li>・二次被害の防止</li> <li>・専門家、関係機関との連携 等</li> </ul>

#### (4) 実施体制・頻度

任用又は雇用前の候補者、若年層、中堅層、管理職等のキャリアステージに応じた研修や、養護教諭、安全保護主任等の職・役割に応じた研修を実施する。その際、専門的な知見を有する外部有識者等による研修を積極的に実施する。

また、全ての教職員に対する校内研修については、1年間に複数回の実施を義務付ける。なお、安全保護主任が校内の研修を企画し、当該校の実情も十分に加味した実効的な研修を行うことが望ましい。

#### (7) 実施方法

研修参加者による議論や検討が中心の対面での参加型形式が効果的である。その際、事例を基に議論するなど、自身の思考の誤りや児童生徒とのかかわり方、性暴力の疑い等が生じた際に実際取るべき行動について、一人一人が自分事として考えられるようにする工夫が必要である。

また、eラーニング形式、動画視聴形式で実施する場合でも、研修参加者が視聴後に意見交換をする機会を設けるなど、同様の工夫が求められる。

#### (8) 研修内容の改善

県教育委員会による定時の報告や有識者会議等による分析又は加害教職員の心理分析等によって得られた知見を活かして、適時に研修内容を改善していくことが求められる。

### ウ セルフチェック（自己点検カード）・同僚によるモニタリングの実施

これまでの事案において、寂しさや仕事の負担等のストレスを加害の理由とした加害教職員、自身の異変を感じつつも相談先が見当たらずにエスカレートした加害教職員も見られる。児童生徒との距離及び健康な境界線（バウンダリー）の維持に関する自己点検（例：生徒に秘密を共有させていないか、生徒の恋愛相談に深くかかわっていない等）や、自己のメンタルヘルス等の自己点検（例：特定の生徒に癒しを求めているか、特定の生徒からの感謝・依存が精神的な支えになっていないか等）について、定期的に自己点検をすることで、自身の危険のサインに気づくことができる。また、同僚に対するモニタリング（例：同僚が特定の生徒に関わりすぎていないか、疲弊等により境界線を乗り越えつつある同僚はいないか等）を定期的に行って管理職等に提出する仕組みも、同僚の危険のサインに気づくために有効である。

セルフチェックにより自らの加害の初期サインに気づいた教職員が、外部機関に相談できる体制の整備を検討すべきである。その際、性暴力は相談すること自体のハードルが高いため、希望する教職員が匿名で気軽に相談できるようなサービス（電話やチャットなどのオンライン手段）を導入することが望ましい。

### (3) 児童生徒・保護者への啓発

#### ア 児童生徒・保護者に対して児童生徒性暴力等の端緒、機序及びその内容等並びに未然防止のためのルールや行動指針を周知すること

県教育委員会は、児童生徒及び保護者に対し、私的なSNS等が禁止されていることや、家用車同乗が禁止されていることについて、定期的に周知をしている。一方で、これまでの事

案においては、児童生徒が教職員の私的 SNS 等を探し当ててメッセージ等を送付したことがきっかけとなり、教職員と児童生徒が私的なやり取りに発展したことが複数ある。また、自家用車への同乗についても、児童生徒の体調不良等を理由に、管理職の許可なく、保護者の同意を得て行われている事案が見られる。

今後は、児童生徒及び保護者に対し、児童生徒性暴力等の端緒、機序及び内容を一般化した事例を示してその実情を伝えるとともに、起こり得るリスクや、未然防止のためのルールが守られることの重要性を共有することが求められる。公的に認められたコミュニケーションツール以外でのやりとりは、私的な内容でなくとも禁止されること、自家用車同乗は禁止であること等、未然防止のために定められたルールや行動指針、及び不適切な行為の具体例等を網羅的に示した資料を、電子配信等も活用して、全保護者にわかりやすく確実に周知していく必要がある。

また、以上のルール等の共有は年度の可能な限り早期な時点で行われる必要がある。資料の配付にとどまらず、例えば、入学式等保護者に対面できる機会を積極的に活用して、口頭でもルールやその趣旨を説明し、十分な理解を得ることが求められる。

## イ 児童生徒に対する生命の安全教育の推進

生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、性暴力等が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切に考える考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度、適切な境界線（バウンダリー）等を発達段階に応じて身につけることが求められる。

## 2 気付く（早期発見の）ための措置

### (1) 児童生徒等による早期申告のための措置

#### ア 「児童生徒向けわいせつセクハラ相談窓口」の充実

県教育委員会では、ホームページ上に、「児童生徒向けわいせつセクハラ相談窓口」を設置し、児童生徒等が県教育委員会に直接被害を申告できる仕組みを整備しているとのことである。年間約40件の相談が寄せられており、児童生徒性暴力等の発覚の経緯として重要な役割を担っている。一方で、寄せられる相談は、高校生や被害児童生徒の保護者は多いものの、中学生からの相談は少なく、また、小学生からの相談はほとんど見られない。その要因として、ポスターなどによる相談窓口の周知はされているものの、被害児童生徒が相談したいタイミングでの周知は難しいこと、オンライン相談をするまでの手続きが中学生以下の児童生徒には複雑であることなどが考えられる。「児童生徒向けわいせつセクハラ相談窓口」に対する被害申告をしやすくするためには、例えば、児童生徒が常に目に付く場所等で周知する等してアクセスしやすくし、また、相談手続きの簡素化が有効である。

また、低学年児童等、オンラインでアクセスしづらい児童生徒向けに、例えば、切手不要の投書カード等を郵送できる仕組みの整備を市町村教育委員会に指導・助言するなど、多様な相談体制の充実について検討することを求めたい。

#### イ 「ハラスメント等に関する実態調査」の拡充

県教育委員会では、現在、県内の千葉市立学校を除く全ての児童生徒、教職員を対象に、年に1回、「ハラスメント等に関する実態調査」を実施しているとのことである。アンケート調

査に当たっては、児童生徒に対し、実施前に、プライベートゾーンを守ることの大切さや、ハラスメントに該当する具体的な行為についての学習動画を視聴させるとともに、校内外の相談窓口を周知するなどしており、早期発見の役割だけでなく、教職員や児童生徒の啓発の機会としても効果的であると考え。実態調査の一層の充実に向けて、1年に複数回の調査機会を設けるなど、調査の時期や頻度、方法等について、定期的な見直しを行う必要がある。

#### ウ 外部相談窓口と連携した相談体制の拡充

児童生徒等が県教育委員会に直接被害を申告できる仕組みが整備されていることは前記のとおりであるが、被害児童生徒やその保護者の心情に鑑みれば、教育委員会への通報をためらうことも考えられる。被害申告をよりしやすくして、被害を早期に発見するためには、例えば、性暴力被害者支援団体の相談窓口を児童生徒や保護者に周知したり、実際に窓口で相談があった際の教育委員会との連携体制をあらかじめ整備したりするなどして、性暴力被害者支援団体との連携強化の検討を求めたい。

### (2) 二次被害防止のための措置及びその周知

被害児童生徒等が被害を申告しやすくするためには、被害児童生徒等のプライバシーの保護は必要不可欠であり、以下に示す二次被害の防止策を講じ、事前に周知する必要がある。

#### ア 被害児童生徒等の保護・支援の充実

児童生徒性暴力等の疑いが生じた時点で、速やかに、その事実を被害児童生徒の保護者に伝え、保護者が被害児童生徒に適切に配慮できるよう支援する必要がある。また、必要に応じて性犯罪・性暴力被害のワンストップ支援センターを案内する必要がある。

#### イ 被害児童生徒等のプライバシーを保護するための手立ての充実

被害児童生徒及び保護者にとって、被害事実を周囲に知られることは、当該児童生徒の学校生活等に大きな影響を与えるものであって、耐えがたいものである。

他の児童生徒等や地域住民に被害事実を知られてしまうこと、及び報道等によりうわさが広まることなどを恐れ、被害児童生徒及び保護者が被害申告を躊躇することのないよう、あらかじめ、被害児童生徒等のプライバシー保護のための手立てを児童生徒及び保護者に周知することは重要である。

例えば、児童生徒及び保護者に対し、プライバシーに十分に配慮して必要最小限の範囲でのみ被害事実を共有すること、報道対応に当たってもプライバシーに十分に配慮することを、あらかじめ周知することが必要である。なお、公表に関する被害児童生徒等の意思確認については、被害児童生徒等のプライバシー保護のための書式の整備等が有効である。

## 3 性暴力等が疑われる段階での措置

### (1) 迅速な初期対応と安全確保の徹底

#### ア 対応方法の周知・徹底

県教育委員会は、「教職員による児童生徒性暴力等の事実があると思われるときの対応方針」（参考資料1）を策定し、疑いの段階で学校の設置者へ速やかに通報することを定めており、

現状において概ね遵守されているとのことである。しかし、管理職が疑いの情報を認知した後、学校設置者に報告する前に、加害が疑われる教職員に対して管理職が事情確認をしたことにより証拠隠滅等が図られたと疑われる事案、加害教職員が思い詰めた事案があったとのことである。

管理職の初期対応が適切になされないことによる調査への影響が大きいことを踏まえ、特に、被害児童生徒の初期聴取においては記憶の汚染に、また、加害が疑われる教職員への初期聴取においては証拠隠滅に対し十分に留意することなどについて、研修等を通じて繰り返し、周知・徹底を図ることが必要である。加えて、被害児童生徒及び加害が疑われる教職員の心のケア等についても同様に周知・徹底を図ることが必要である。

なお、県教育委員会は、教職員が被害児童生徒から被害申告を受けた際の対応について、「教職員の服務に関するガイドライン」で、必要最小限の聴き取りの仕方を示すなどしているとのことであるが、被害申告を誘導なく適切に聞き取るためには、専門的な研修が欠かせないことから、今後、人材育成に努める必要がある。

## イ 児童生徒と当該教職員の接触回避

被害を受けた又は受けたとと思われる児童生徒の安全を確保して再被害を防ぐとともに、安心して登校することができるようにするため、疑い段階から、加害又は加害があると思われる教職員と当該児童生徒を分離する措置を講じる必要がある。また、当該教職員による口止め等の証拠隠滅のおそれもあることから、接触回避だけでなく、SNS等の連絡手段を絶たせることも含めて、対応する必要がある。

校長は、所属職員の校務分掌に関し職務命令を出すことができ、疑いの段階であっても接触を回避できる業務等を命じるなどして、当該児童生徒の保護に必要な措置を講じる必要がある。

## ウ 性暴力等が疑われる場合の調査協力の明確化

児童生徒への性暴力等が疑われる教職員、また、関連する情報を有している教職員にあっては、事実の有無を確認するための調査に応じる義務がある。このことについて、ガイドライン等に明記することが求められる。

## (2) 公正・中立な調査体制の拡充

### ア 外部専門家による調査の充実

県教育委員会では、教職員に児童生徒性暴力等の疑いが生じた場合には、児童生徒等の権利利益を擁護することを目的とし、心理及び法律に関する専門家の協力を得て、調査を実施できる体制が整備されている（参考資料2）。具体的には、事案に応じて、被害児童生徒には公認心理師等による調査、加害が疑われる教職員には弁護士による調査が実施されている。このような体制は、調査の公正性・中立性を確保する観点からも、極めて有効な仕組みであり、より一層の充実が求められる。

また、調査に至る前段階として、被害の疑いについて報告を受けた県教育委員会は、市町村教育委員会と連携し、学校に事実認定に必要となる証拠収集等の指示や助言を行ったり、警察との連携を行ったりするなどの対応が必要である。この点については、事案に応じて必要な対応が異なることから、事案発生時の初期対応から調査に至るまでの過程においても、法律の専門家の助言を得つつ、市町村教育委員会とのより緊密な連携が必要である。

## イ 県教育委員会体制の拡充

被害の疑いに関する情報提供や被害申告は、性質上、突発的にされるものではあるが、これらを受けた県教育委員会等は適切かつ迅速に対応する必要がある。また、被害児童生徒やその関係者への聴取に当たっては、同性の職員が担当するなどの配慮が必要である。このような対応や本提言に基づく施策を確実かつ速やかに実施するために、担当部署への適切な人員配置（女性・男性のバランスのとれた職員配置、人員拡充）が必要である。

加えて、児童生徒性暴力等への対処は、本県の公教育の根幹を成す県民の信頼を回復するために重要なものであり、本提言に基づく施策を速やかに効果的に実施できるよう、県教育委員会が一丸となって横断的に取り組む体制を整える必要がある。

### (3) 精神医学的・心理学的な側面からの分析・再発防止への活用

性犯罪・性暴力を行う人がすべて性嗜好障害等の精神疾患を有しているわけではないが、性犯罪者に対して再犯防止を目的とした治療プログラムが矯正施設・保護観察所を中心に実施されており、さまざまな知見が積み重ねられている。前記のとおり、県教育委員会では、外部専門家による調査体制が整備されているが、事実確認のための調査であり、児童生徒性暴力等の加害教職員が行為に至る心情や、未然に防止できる可能性はなかったのかなどについての分析は十分とはいえない。

事実確認のための調査とは別に、医療、心理の専門家による加害教職員の心理分析等を行うことは再発防止に向けて有効な手段となるため、外部の専門家と連携した制度の構築を検討すべきである。

## 4 懲戒処分の指針の見直しと処分事案の公表

### (1) 懲戒処分の指針の見直しの検討

県教育委員会の懲戒処分の指針では、「児童生徒性暴力等（教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第2条第3項に規定する児童生徒性暴力等をいう。）を行った職員は、免職とする。」と定められており、厳正な懲戒処分がなされているとのことである。また、児童生徒性暴力等を認知した場合の通報懈怠等について、同指針では、監督責任として、「部下職員の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認した職員は、停職又は減給とする。」と定めているところであるが、同僚職員が児童生徒性暴力等の事実を認識したにもかかわらず、放置したり隠ぺいしたりする場合についても、懲戒処分等の対象となり得る旨の改正をすることも考えられる。

加えて、児童生徒性暴力等につながりやすいSNS等の違反行為については、同指針において、「職務上関係のある児童生徒に対して電子メール、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等を利用して、管理職の許可なく私的なやりとりを行った職員は、減給又は戒告とする。」と定められているところであるが、1(1)ア(ア)「SNS等の禁止の厳格化」の内容を踏まえた改正の検討が必要である。

## (2) 被害者保護と透明性の両立

懲戒処分公表に当たっては、懲戒処分の厳正な運用や保護者、地域住民等に対する説明責任を果たす効果も期待されているところであるが、被害児童生徒等が安心して被害を申告できるよう、被害児童生徒等のプライバシー保護に十分配慮する必要がある。この点につき、県教育委員会が定める「職員の懲戒処分等に関する公表基準」においては、「事件の性質上、被害者等が公表しないことを求めている場合等、被害者等のプライバシーその他の権利利益を保護するため、やむを得ない場合は、処分の公表を行わないことができる。」とされているところではあり、公表に関する被害児童生徒等の意思を尊重し、被害児童生徒等のプライバシーが最大限保護された形での公表とすることが適切である。他方、前記の説明責任を果たすために、被害児童生徒等のプライバシー保護に十分配慮した上で、過去の事案を一般化して、児童生徒性暴力の端緒、機序及び内容を伝えることが必要である。

## 5 教職員を任用又は雇用する際の取組

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律に基づき、任用又は雇用前に特定免許状失効者等の確認を確実に行うとともに、こども性暴力防止法施行後は、同法による特定性犯罪前科の有無の確認等を確実に実施すること。

## 6 中期・長期的な対応

教職員による児童生徒性暴力等の根絶は、特効薬があるわけではなく、様々な取組を継続的に徹底して行うことでしか成し得ないものである。

本提言は、直ちに取り組むべき施策から、中期・長期的に取り組むべき施策等、多岐にわたる内容となっている。

次年度以降は、県教育委員会が施策の実施状況、事案の発生状況に関して取りまとめて報告し、有識者会議等の機関が分析・検証し、それまでの取組を評価し次年度以降の施策の改善・強化を助言するなどの継続的な改善につなげていくことができる体制の検討が必要である。なお、令和8年度については、3～4回程度、当会議を開催し、その都度、具体的施策の実施状況等の報告を受けて、当会議が検証・助言することが望ましい。

また、各施策の実施状況について、ホームページ等を通じて適時に県民に広報することが必要である。

## 参考資料

### 1 教育職員等による児童生徒性暴力等の事実があると思われるときの対応方針

「魂の殺人」とも呼ばれる性暴力等は、被害に遭った児童生徒等の心身に重大な影響を及ぼし、生涯にわたって回復し難い心理的な外傷を与えます。特に、児童生徒等を守り育てる立場にある教育職員等による児童生徒性暴力等は、断じてあってはならず、許されるものではありません。

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号。以下「法」という。）が令和4年4月1日に施行され、教育職員等による児童生徒性暴力等は明確に禁じられました。被害を受けた児童生徒等の同意や、当該児童生徒等に対する暴行、脅迫等の有無を問わず、刑法上の性犯罪の対象とならない行為も含め、教育職員等が児童生徒性暴力等を行うことは、全て法律違反となります。その他、児童生徒等の尊厳を保持するため、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する総合的な規定が初めて整備されました。

学校は、法の基本理念にのっとり、関係者との連携を図りつつ、学校全体で教育職員等による児童生徒性暴力等の防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童生徒等が教育職員等による児童生徒性暴力等を受けたと思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有することが規定されています。

また、学校は、児童生徒等からの相談に応じる者から通報を受けたときや、その他、当該学校に在籍する児童生徒等が教育職員等による児童生徒性暴力等を受けたと思われるときは、直ちに、当該学校の設置者にその旨を通報するとともに、当該教育職員等による児童生徒性暴力等の事実の有無の確認を行うための措置を講じ、その結果を当該学校の設置者に報告しなければならないこと、さらには、犯罪があると認めるときは、直ちに、所轄警察署に通報し、当該警察署と連携してこれに対処しなければならないことが規定されています。

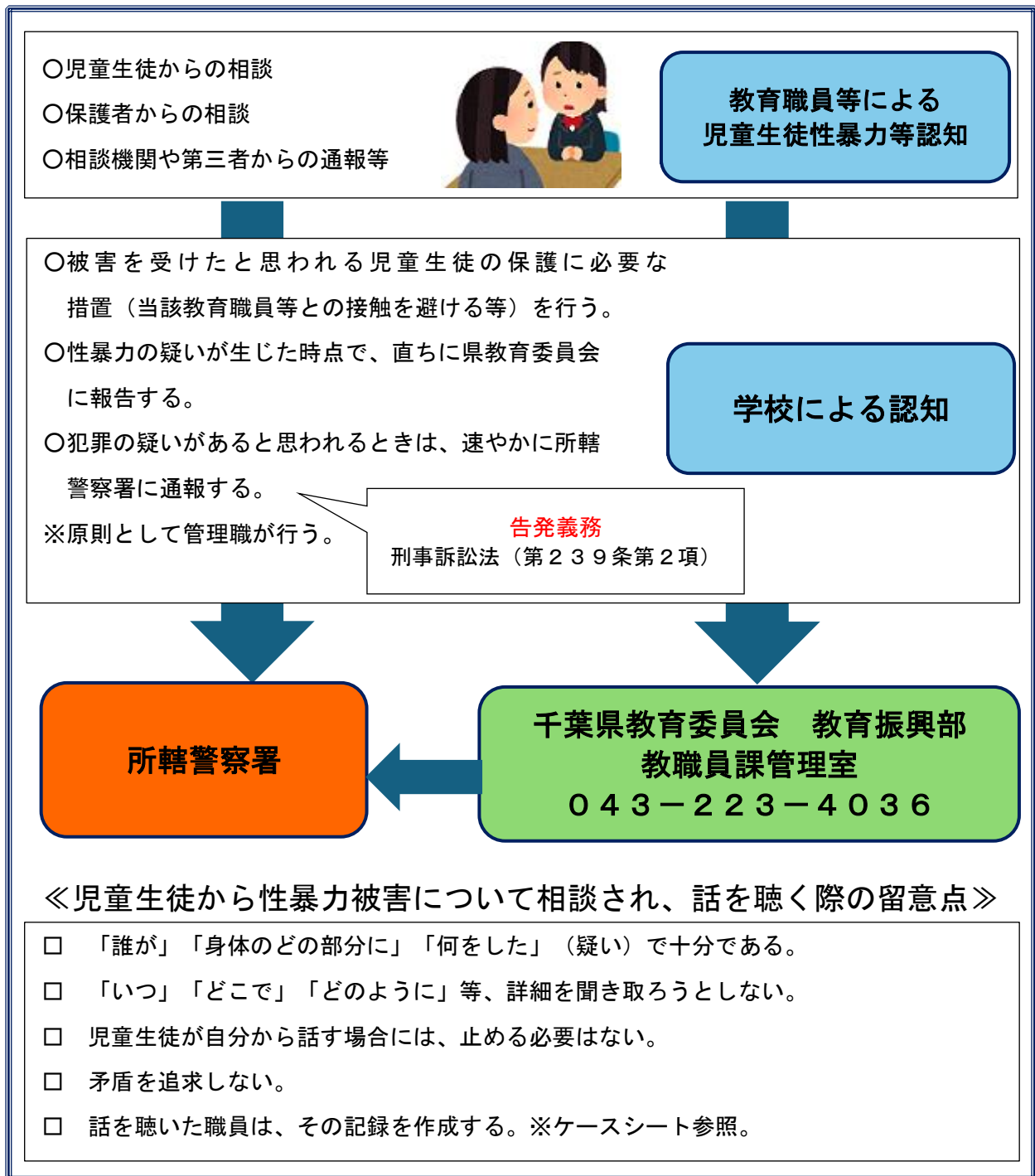
教育職員等による児童生徒性暴力等の事実を受けたと思われる旨の報告があった場合には、県教育委員会は、令和5年3月31日付け教総第1649号教職第1241号「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する事業実施要綱の制定について（通知）」に基づき、法第19条で規定された専門家の協力を得て行う調査を実施してまいります。

各県立学校においては、早期発見のための定期的な調査等の実施や相談体制を整備するとともに、在籍する児童生徒等が教育職員等による児童生徒性暴力等を受けたと思われるときは、「教育職員等による児童生徒性暴力等に係る初期対応マニュアル」を活用し、教育職員等による児童生徒性暴力等に対する措置を講じていただきますようお願いします。

令和5年3月

千葉県教育委員会

教育職員等による児童生徒性暴力等に係る初期対応マニュアル  
(県立学校教職員用)



《被害児童生徒及びその保護者に対する保護・支援窓口》

- 千葉県子どもと親のサポートセンター 0120-415-446
- 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター  
千葉犯罪被害者支援センター 043-222-9977  
千葉性暴力被害支援センターちさと 043-251-8500

## 2 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する対策事業

### 1 事業の目的・概要

児童生徒等の権利利益の擁護を図るとともに、教育職員等に対する適正かつ厳格な懲戒処分の実施を徹底するため、弁護士など外部専門家の協力を得た聞き取り及び被害児童生徒等に対する必要な保護・支援並びに再発・未然防止に取り組む体制を構築します。

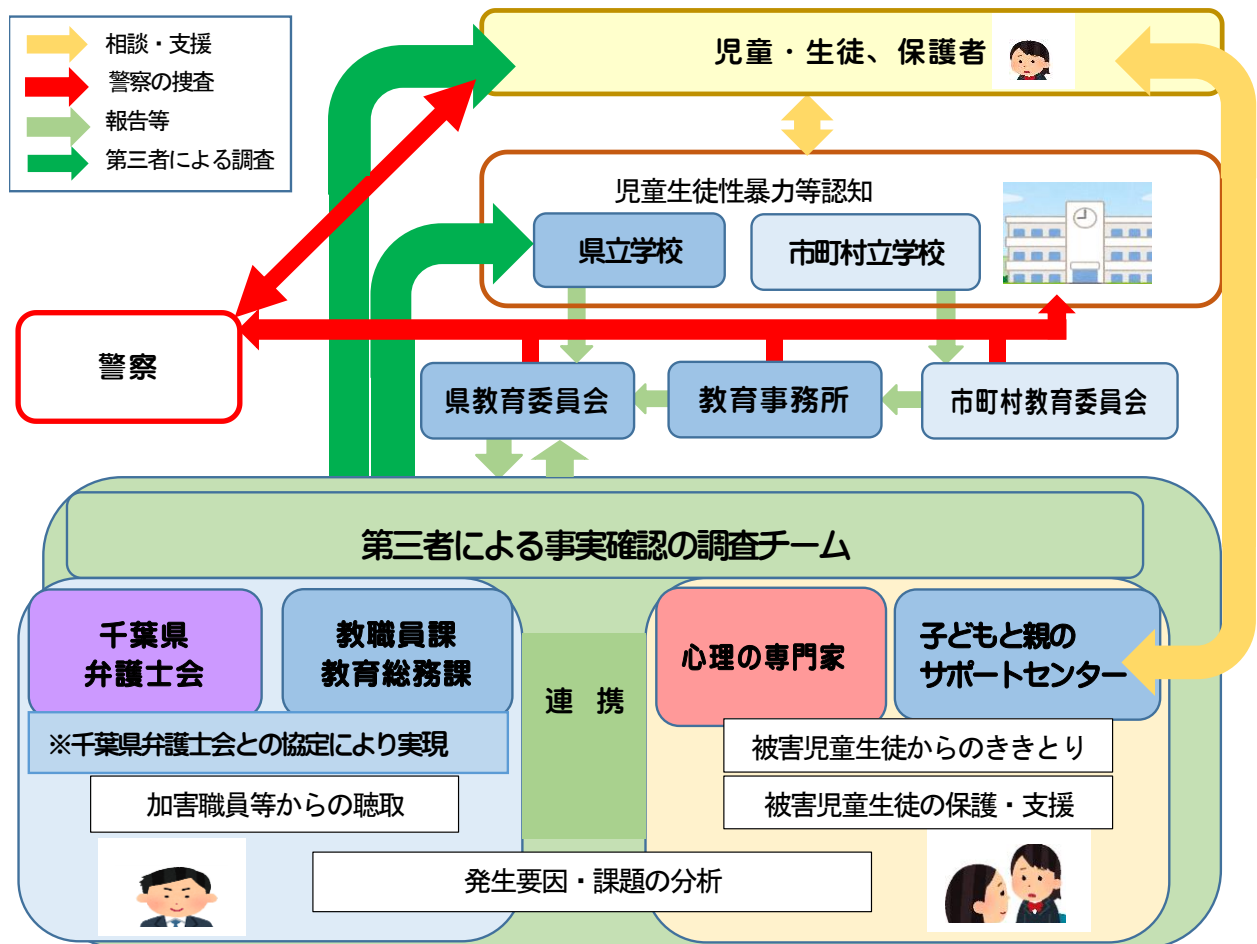
### 2 事業内容

#### (1) 外部専門家による聞き取り調査

- ①調査対象事案 教職員から児童生徒に対する性暴力等の事案
- ②調査対象校 県内の公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校  
※千葉市立学校及び市立高等学校は除く

#### ③調査体制

- 被害児童生徒へのききとり・支援：公認心理師等、県教育委員会（子どもと親のサポートセンター職員）
- 加害職員等への聴取：弁護士、県教育委員会（教職員課または教育総務課）、市町村教育委員会



#### (2) 不祥事防止に向けた研修等の実施

- 第三者による事実確認の調査チームによる調査対象事案の発生要因や課題の分析を活用した研修等を行う。
- 外部専門家を講師として招き、不祥事防止対策に向けた講演会や研修等を行う。

### 3 懲戒処分の指針（抜粋）

#### 懲戒処分の指針

《児童生徒に対する非違行為関係・セクハラ・わいせつな行為等に係る記載》（抜粋）

千葉県教育委員会

#### 第1 基本事項

本指針は、代表的な事例を選び、それぞれにおける標準的な処分量定を掲げたものであり、県立学校に勤務する職員及び県費負担教職員で県教育委員会に任命権の属する者並びに教育庁の本庁、教育事務所及び学校以外の教育機関に勤務する職員を対象とする。

具体的な量定の決定に当たっては、

- (1) 非違行為の動機、態様及び結果はどのようなものであったか
- (2) 故意又は過失の度合いはどの程度であったか
- (3) 非違行為を行った職員の職責はどのようなものであったか、その職責は非違行為との関係でどのように評価すべきか
- (4) 他の職員及び社会に与える影響はどのようなものであるか
- (5) 過去に非違行為を行っているか

等のほか、適宜、日頃の勤務態度や非違行為後の対応等も含め総合的に考慮の上、判断するものとする。

個別の事案の内容によっては、標準例に掲げる量定以外とすることができる。

また、懲戒処分を行わないことに相当の理由があると認められるときは、懲戒処分以外の訓告等の措置を行うこともできる。

なお、標準例に掲げられていない非違行為についても、懲戒処分の対象となり得るものであり、これらについては標準例に掲げる取扱いを参考としつつ判断する。

#### 第2 標準例

##### 1 一般服務関係

(中略)

- (15) セクシュアルハラスメント（他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動）

ア 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動（以下「わいせつな言辞等の性的な言動」という。）を繰り返した職員は、停職又は減給とする。この場合において、わいせつな言辞等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより、相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したときは、当該職員は免職又は停職とする。

イ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的な言動を行った職員は、減給又は戒告とする。

(中略)

### 3 児童生徒に対する非違行為関係

#### (1) 体罰等

次のアからウの量定の決定に当たっては、非違行為の態様、幼児、児童及び生徒（以下「児童生徒」という。）の傷害又は精神的苦痛の程度等を総合的に考慮の上、判断するものとする。

ア 体罰により児童生徒を死亡させ、又は児童生徒に重大な後遺症が残る傷害を負わせた職員は、免職とする。

イ ア以外の体罰を行った職員は、停職、減給又は戒告とする。ただし、体罰を常習的に行っていた場合、又は体罰の態様が特に悪質な場合は、免職、停職又は減給とする。

ウ 児童生徒の尊厳を損なうなどの不適切な指導を行った職員は、体罰の量定に準じて扱う。

#### (2) 児童生徒性暴力等

ア 児童生徒性暴力等（教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第2条第3項に規定する児童生徒性暴力等をいう。）を行った職員は、免職とする。

イ ア以外で、学校に在籍する幼児、児童、生徒及びこれら以外の18歳未満の者に対してわいせつな言辞等の性的な言動を行った職員は、停職又は減給とする。ただし、わいせつな言辞等の性的な言動を執拗に繰り返すなど特に悪質な場合は、免職とする。

#### (3) その他

ア 職務上関係のある児童生徒に対して電子メール、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等を利用して、管理職の許可なく私的なやりとりを行った職員は、減給又は戒告とする。

イ 職務上関係のある児童生徒を教職員の運転する自家用車等に管理職の許可なく同乗させた職員は、戒告とする。

(中略)

### 5 その他の非違行為関係

#### (12) わいせつな行為等

ア 刑法第176条（不同意わいせつ罪）又は刑法第177条（不同意性交等罪）に規定する行為をした職員は、免職とする。

イ 公共の乗物等において痴漢行為をした職員は、免職又は停職とする。

ウ のぞき、不適切な裸体・下着姿の撮影（隠し撮りを含む。）その他のわいせつな行為を行った職員は、免職、停職又は減給とする。

(後略)

## 4 不祥事防止対策有識者会議設置要綱

### (目的)

第1条 教員による児童生徒へのわいせつ、セクシュアルハラスメント、体罰等の不祥事が後を絶たない実情に鑑み、より効果的な防止対策を検討するため、外部の有識者を招聘し、専門的かつ中立的な立場から助言を受けることを目的として、不祥事防止対策有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

なお、有識者会議は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例により設置された附属機関ではない。

### (組織)

第2条 有識者会議は、大学教員及び精神科医等、不祥事防止のための専門的知見を有するものを委員として構成する。

- 2 委員は互選して、座長及び副座長を選出する。
- 3 座長は、有識者会議を進行する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代行する。

### (会議)

第3条 有識者会議は、千葉県教育委員会教育長が招集する。

### (所掌事務)

第4条 有識者会議は、次の各号の事務を行う。

- 1 近年の本県教員のわいせつ、セクシュアルハラスメント、体罰等の不祥事の原因や傾向等の分析に関すること。
- 2 県教育委員会及び学校が実施する不祥事防止対策に係る評価や、改善及び新規の提案に関すること。
- 3 その他、教員の不祥事に関すること。

### (守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

### (庶務)

第6条 有識者会議の庶務は、教育庁教育振興部教職員課（管理室）において処理する。

### (その他)

第7条 その他、有識者会議の運営に関して必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則 この要綱は、令和2年7月28日から施行する。

## 5 令和7年度不祥事防止対策有識者会議の経過

回	日時	会場
第1回	令和7年11月19日(水) 9:30~11:30	千葉県庁中庁舎3階 第2会議室
第2回	令和7年12月24日(水) 9:30~11:30	千葉県庁中庁舎9階 企画管理部会議室
第3回	令和8年1月21日(水) 9:30~11:30	千葉県庁本庁舎5階 応接室
第4回	令和8年2月19日(木) 9:30~11:30	千葉県庁本庁舎1階 多目的ホール
第5回	令和8年3月3日(火) 15:00~17:00	千葉県庁本庁舎5階 特別会議室